第八十二条第一項ただし書中「第三十九条第一項」を「第四十一条第一項」に改め、同条第四項中「第三十八条第一項（第四十八条第三項）を「第四十条第一項（第五十二条第三項）に、「第三十九条」を「第四十一条」に改め、同条を第八十六条とする。

第八十一条第一項ただし書中「第二十八条第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同条第四項中「第二十七条第一項（第四十八条第二項）を「第二十八条第一項（第五十二条第二項）に、「第二十八条」を「第二十九条」に改め、同条を第八十五条とする。

第八十条の前の見出しを削り、同条第四項中「第四十八条第一項」を「第五十二条第一項」に改め、同条を第八十四条とし、同条の前に見出しとして「（登録調査機関の調査を受けた場合の特例）」を付する。

第七十九条第二号中「第七十三条」を「第七十七条」に改め、同条第三号中「第七十七条」を「第八十一条」に改め、第三章第三節中同条を第八十三条とし、第七十八条を第八十二条とする。

第七十七条第一項中「第七十一条第三号」を「第七十五条第三号」に改め、同条第二項第二号中「第七十条第二号」を「第七十四条第二号」に改め、同項第三号中「第七十二条第一項」を「第七十六条第一項」に改め、同項第四号中「第七十二条第三項」を「第七十六条第三項」に改め、同条を第八十一条とする。

第七十六条第一項中「第七十一条各号」を「第七十五条各号」に改め、同条を第八十条とし、第七十五条を第七十九条とし、第七十一条から第七十四条までを四条ずつ繰り下げる。

第七十条第一号中「第七十七条第二項」を「第八十一条第二項」に改め、同条を第七十四条とする。

第六十九条中「第二十条第二項、第二十三条第二項、第二十五条第二項、第三十一条第二項、第三十四条第二項」を「第二十一条第二項、第二十四条第二項、第二十六条第二項、第三十三条第二項及び第四十二条第二項及び第四十四条第二項」を「第三十八条第二項、第四十五条第二項及び第四十七条第二項」に、「第百六十九条」を「第百七十三条」に改め、同条を第七十三条とする。

第六十八条第一号中「第五十三条第二項」を「第五十七条第二項」に改め、同条第二号中「第五十八条」を「第六十二条」に改め、同条第三号中「第六十五条」を「第六十九条」に改め、第三章第二節中同条を第七十二条とする。

第六十七条第一項中「第五十八条」を「第六十二条」に、「第六十五条第二項」を「第六十九条第二項」に改め、同条第二項中「第五十八条」を「第六十二条」に、「第六十五条」を「第六十九条」に改め、同条を第七十一条とし、第六十六条を第七十条とする。

第六十五条第一項中「第五十六条第三号」を「第六十条第三号」に、「第五十三条第二項」を「第五十七条第二項」に改め、同条第二項中「、第五十三条第二項」を「、第五十七条第二項」に改め、同項第二号中「第五十五条第二号」を「第五十九条第二号」に改め、同項第三号中「第五十七条第一項」を「第六十一条第一項」に改め、同項第四号中「第六十一条第三項、第六十五条（第六十六条第四項）に改め、同項第五号中「第五十三条第二項」を「第五十七条第二項」に改め、同条を第六十九条とする。

第六十四条第一項中「第五十六条各号」を「第六十条各号」に改め、同条を第六十八条とし、第六十三条を第六十七条とし、第六十条から第六十二条までを四条ずつ繰り下げる。

第五十九条第一項中「第五十三条第二項」を「第五十七条第二項」に改め、同条を第六十三条とし、第五十八条を第六十二条とし、第五十七条を第六十一条とする。

第五十六条中「第五十三条第二項」を「第五十七条第二項」に改め、同条を第六十条とする。

第五十五条中「第五十三条第二項」を「第五十七条第二項」に改め、同条第一号中「第六十五条第二項」を「第六十九条第二項」に改め、同条第二号ロ中「第六十一条」を「第六十五条」に改め、同条を第五十九条とし、第五十四条を第五十八条とし、第五十一条から第五十三条までを四条ずつ繰り下げ、第三章第一節第六款中第五十五条を第五十四条とする。

第四十九条中「第四十六条第一項」を「第五十条第一項」に改め、同条を第五十三条とする。

第四十八条の前の見出しを削り、同条第一項中「第四十六条第一項」を「第五十条第一項」に改め、同条第二項中「第四十六条第一項」を「第五十条第一項」に、「第二十七条第一項」を「第五十一条第一項」に改め、同条第三項中「第四十六条第一項」を「第五十条第一項」に、「第三十八条第一項」に改め、同条第四項中「第四十六条第一項」を「第五十条第一項」に、「第三十八条第一項」を「第五十一条第一項」に改め、同条第五項中「第四十六条第一項」を「第五十条第一項」に、「第三十八条第一項」を「第五十一条第一項」に改め、同条第六項中「第四十六条第一項」を「第五十条第一項」に改め、同条第七項中「第四十六条第一項」を「第五十条第一項」に、「第三十八条第一項」を「第五十一条第一項」に改め、同条第八項中「第四十六条第一項」を「第五十条第一項」に改め、同条第九項中「第四十六条第一項」を「第五十条第一項」に改め、同条第十項中「第四十六条第一項」を「第五十条第一項」に改め、同条第十一項中「第四十六条第一項」を「第五十条第一項」に改め、同条を第五十二条とし、同条の前に見出しとして「（連携省エネルギー計画に係る定期の報告の特例等）」を付し、第四十七条を第五十一条とし、第四十六条を第五十条とする。

第四十五条第一項中「第二十二条第一項、第三十三条第一項及び第四十一条第一項」を「第二十三条第一項、第三十五条第一項及び第四十四条第一項」に、「第二十三条第一項、第二十五条第一項」を「第二十四条第一項、第二十六条第一項」に、「第四十二条第一項」を「第三十八条第一項、第四十五条第一項」に改め、同条第二項中「第十九条第一項及び第三十条第一項」を「第二十条第一項及び第三十二条第一項」に改め、同条を第四十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

（情報の提供）

第四十九条　独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構は、第十五条第二項、第二十七条第二項又は第三十九条第二項の規定により中長期的な計画を作成する特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者の依頼に応じて、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号）第十一条第一項第一号に規定する水素の調達又は貯蔵に関して必要な情報の提供を行うものとする。

第三章第一節第五款中第四十四条を第四十七条とする。

第四十三条の前の見出しを削り、同条第四項中「第四十条第一項」を「第四十三条第一項」に改め、同条を第四十六条とし、同条の前に見出しとして「（第二種管理関係エネルギー管理指定工場等の指定等）」を付し、第四十二条を第四十五条とし、第四十一条を第四十四条とする。

第四十条の前の見出しを削り、同条第二項中「第四十三条第一項」を「第四十六条第一項」に、「第四十二条第一項」を「第四十五条第一項」に改め、同条を第四十三条とし、同条の前に見出しとして「（第一種管理関係エネルギー管理指定工場等の指定等）」を付する。

第三十九条第一項中「次項」を「次項及び次条第一項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改め、第三章第一節第四款中同条を第四十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

（非化石エネルギーへの転換に関する勧告等）

第四十二条　主務大臣は、第三十九条第二項に規定する認定管理統括事業者が設置している工場等及びその管理関係事業者が設置している工場等における同項に規定する非化石エネルギーへの転換の状況が第五条第二項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該認定管理統括事業者に対し、当該認定管理統括事業者のエネルギーを使用して行う事業に係る技術水準、同条第三項に規定する指針に従って講じた措置の状況その他の事情を勘案し、その判断の根拠を示して、非化石エネルギーへの転換に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2　主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた認定管理統括事業者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

第三十八条を第四十条とする。

第三十七条中第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「必要な」を「それぞれ必要な」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　認定管理統括事業者（当該認定管理統括事業者及びその管理関係事業者が設置している全ての工場等における第七条第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの使用量から他の者に供給された熱又は電気を発生させるために使用された化石燃料及び非化石燃料の使用量を除いたエネルギーの年度の使用量の合計量が同条第一項の政令で定める数値未満である者を除く。）は、経済産業省令で定めるところにより、定期に、その設置している工場等及びその管理関係事業者が設置している工場等について第五条第二項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた非化石エネルギーへの転換（他の者に熱又は電気を供給する者にあつては、当該熱又は電気を発生させるために使用される化石燃料及び非化石燃料に係る部分を除く。）の目標に関し、その達成のための中長期的な計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

第三十七条を第三十九条とし、第三十六条を第三十八条とする。